



埼玉県のマスコット コバトン

森林・林業と統計

平成29年度版

埼玉県農林部森づくり課

2 森林・林業施策の概要

(1) 森林の現況

ア 森林の面積・蓄積

本県の森林面積は121,260ha(平成23年度末)で県土面積の32%を占めています。所有形態別に見ると、国有林が10%、民有林(県有林、市町村有林、私有林等)が90%となっています。また、これらの森林に蓄えられた立木の材積は3,327万m³(平成23年度末)となっています。

山地や丘陵はスギやヒノキの成長に適しており、植林が盛んに進められた結果、民有林における人工林の割合は53%で全国平均46%を上回っています。これらの人工林の約8割が木材として利用可能な林齢に達している一方、木材価格の低迷などにより伐採される人工林が少なく、再造林される面積が極端に少ない「森林の高齢少子化」が進んでいます。

森林は高齢になると二酸化炭素の吸収能力が低下します。

また、森林の40%に当たる47,986ha(平成28年度末)が、水源^{かん}涵養、土砂流出防備などの機能をより高度に発揮すべき森林として保安林に指定されています。

森林を育て健全に維持していくため、間伐を中心とした森林整備を平成28年度には2,469ha実施しました。間伐については、従来の切り捨て間伐から搬出間伐の割合が高まり、木材生産の一翼を担っています。

また、飛散するスギ花粉を減らすため、発生源対策を行ったスギ林は平成22年度末に2,800haであったものが、平成28年度末には5,767haに増加しました。

イ 地域ごとの状況

東京都や山梨県、長野県との県境に位置する県西部の奥地林には、シラビソ林やオオシラビソ林、コメツガ林など学術的に貴重な原生林が広がっています。

一方、奥地の人工林では、手入れの遅れ等により荒廃が危惧される人工林が見受けられるため、水源^{かん}涵養機能などの森林の公益的機能を持続的に発揮できるよう、県や市町村などにより針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林化が進められています。また、シカによる植栽木や下層植生の食害、クマによる剥皮被害が増加し、林地の荒廃や枯損木の発生が見られます。

県西部から県北部にかけての山地や丘陵地では広く人工林が分布し、間伐な

どの林業の施業が行われています。しかし、材価の低迷などから森林所有者の林業への関心は低下し、ほとんど皆伐は行われていない状況です。また、シカによる被害が山地林や丘陵地まで拡大しています。

里山地域の森林やコナラ、クヌギなど武蔵野の雑木林として親しまれてきた平地林は、かつては燃料（薪炭）やたい肥の原料供給の場として利用され、手入れが行き届いていました。しかし、現在はこれらの利用が少なくなり、竹林の拡大やササの繁茂が見られるなど手入れの行き届かないものや他用途へ転用されるものも多くなっています。

(2) 林業の現況

ア 所有形態と担い手

私有林の所有規模は1ha以上を所有する林家の78%が5ha未満（平成27年）であるなど、小規模となっています。こうした中、森林所有者の森林への関心の低下や世代交代により、所有界が不明となる森林の増加が懸念されています。

また、林業従事者については、昭和60年には1,022人でしたが、平成22年には270人まで減少しました。しかし、緑の雇用制度の活用などにより人材の育成に努めた結果、平成27年は300人まで回復しました。

イ 生産基盤

森林の適切な管理や林業の生産性の向上を図る上で不可欠な森林管理道の整備を進めた結果、平成28年度末までに延べ886kmが開設されました。また、森林管理道に接続する作業道の開設を積極的に支援した結果、平成22年度末に198kmだった延長は平成28年度末までに524kmになりました。

複数の作業を実施でき、作業効率の高い高性能林業機械の導入を推進した結果、平成11年度末に7台であったものが平成28年度末には52台と大幅に増加しています。

また、境界を明確にして、一定範囲の森林をとりまとめ、作業道の開設や森林整備が効率的に行えるようにした施業の集約化・団地化を推進し、平成28年度末までに12,617haの森林が集約化・団地化されました。

ウ 木材

国産木材の価格は昭和50年代半ば以降、低価格な輸入木材の増加等の影響を受けて長期にわたって低迷しており、林業の採算性は低位で推移しています。しかし、近年は輸入木材と国産木材の価格は拮抗し国産材の需要が高まっているため、木材自給率は平成23年から6年間連続で上昇し平成28年には34.8%に回復しています。

県産木材の供給量（素材生産量）は、平成10年度には31,000m³まで低下していましたが、林業の機械化や路網の整備を進めた結果、平成28年度には88,000m³まで増加しました。しかし、ここ数年は横ばい傾向で推移しています。

(3) 森林・林業施策

本県の森林・林業施策については、「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」にその方向性を定めています。ここでは、平成28年度から平成32年度までの5年間について定めたビジョンから、その取組の展開方向について一部抜粋します。

ア 森林の循環利用を推進する

「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用の実現に向け、森の若返りの推進、林業生産性の向上、林業生産を支える担い手の育成を図ります。

(ア) 森の若返りの推進

県内の人工林（平成23年度末57,272ha）のうち約8割が木材として利用可能な時期を迎えているため、皆伐による木材生産とその跡地への確実な再造林を促進します。

a 皆伐・再造林システムの確立・普及

伐採し、その跡地への植栽から保育までを確実に実施するシステムを確立・普及することにより、皆伐・再造林による森林の循環利用を進め、森の若返りを図ります。

b 優良・少花粉苗木生産体制の確立